

防府市第2子以降保育料無償化事業実施要綱

令和6年8月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、多子世帯が保育所等を利用した際に負担する第2子以降の3歳未満児の保育料の補助について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「保育所等」とは、次に掲げるいずれかの施設又は事業をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項の規定による地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）を行う事業であって、児童福祉法第34条の15第1項の規定により地方公共団体が行うもの又は同条第2項の規定により地方公共団体の長の認可を受けて実施するもの（以下「地域型保育事業」という。）

エ 支援法 第30条第1項4号に規定する特例保育を行う施設又は事業所（以下「へき地保育所」という。）

オ 児童福祉法第59条の2に規定する届出が義務付けられている施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こ

ども家庭庁成育局長通知)に基づく「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付されたもの(支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。)

(以下「認可外保育施設」という。)

カ 支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業として実施する企業主導型保育事業であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付されたもの(以下「企業主導型保育事業」という。)

(2) 「第2子」とは、保護者と生計を一にする子どものうち、最年長者から順に数えて2人目の子どもをいう。また、「第2子以降」とは、保護者と生計を一にする子どものうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子どもをいう。

(3) 「3歳未満児」とは、各年度の初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの者(年度の途中で満3歳に達する者で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)をいう。

(4) 「保育料」とは、保育所等における保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が負担するものであって、次に掲げる費用を除くものをいう。

ア 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

イ 保育等に係る行事への参加に要する費用

ウ 食事の提供に要する費用(給付等の制度上保育料に含まれる場合を除く。)

エ 保育所等に通う際に提供される便宜に要する費用

オ アからエまでに掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所等の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

(補助対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第2子以降の3歳未満児であって、次に掲げる要件をいずれも満たす子どもの保護者とする。

（1） 支援法第19条第3号と同等の保育の必要性を有すると市長が認めた者であること。

（2） 保育所等を利用する者であること。

（3） 支援法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用費の支給を受けていない者であること。

（4） 第2子以降の3歳未満児については、防府市内に居住していること。

（認定の申請）

第4条 対象者が補助金を受けようとするときは、その対象子どもごとに、多子世帯利用給付認定申請書兼現況届（第1号様式）（以下「申請書兼現況届」という。）に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第2条第2項第2号に規定する書類及び必要書類（以下「関係書類」という。）を添えて市長に提出し、認定を受けなければならない。

2 対象者のうち、教育・保育給付第2・3号認定保護者は、前項に規定する認定の申請をすることを要さず、補助金の支給を受ける資格を有すること及び前項の規定による認定を受けたものとみなす。

（認定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、申請書兼現況届及び関係書類を審査した結果、認定することを決定したときは、多子世帯利用給付認定結果通知書（第2号様式）により、その旨を当該申請に係る保護者（以下「多子世帯利用給付認定保護者」という。）に通知する。

2 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、申請書兼現況届及び関係書類を審査した結果、認定しないことを決定したときは、多子世帯利用給付認定申請却下通知書（第3号様式）により、そ

の旨を当該申請に係る保護者に通知する。

（認定の有効期間）

第6条 認定の有効期間は、府令第28条の5の規定に準ずるものとする。

（現況届）

第7条 多子世帯利用給付認定保護者は、支援法第22条の規定に準じ、毎年市長が定める日までに、申請書兼現況届に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定変更の申請）

第8条 多子世帯利用給付認定保護者は、現に受けている認定に係る保育の必要性の事由及びその他の事項について変更する必要があるときは、多子世帯利用給付認定変更申請書兼変更届（第4号様式）（以下「変更届」という。）に府令第11条第2項第2号に規定する書類及び必要書類（以下「変更関係書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

（認定変更の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、変更届及び変更関係書類を審査し、認定の変更を行うときは、多子世帯利用給付認定結果通知書（第2号様式）により、その旨を多子世帯利用給付認定保護者に通知する。

2 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、変更届及び変更関係書類を審査し、認定の変更を行わないときは、多子世帯利用給付認定申請却下通知書（第3号様式）により、その旨を多子世帯利用給付認定保護者に通知する。

（認定の取消し）

第10条 市長は、支援法第24条の規定に準じて、認定の取消しを行うものとし、これを行ったときは、多子世帯利用給付認定取消通知書（第5号様式）により、その旨を当該多子世帯利用給付認定保護者に通知する。

（補助金の額）

第 1 1 条 対象児童の保育料に対する補助金の額は別表に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、保育所等（認可外保育施設を除く。）と認可外保育施設を併用している場合は、保育所等（認可外保育施設を除く。）の保育料のみ対象とする。

（補助対象外）

第 1 2 条 支援法第 7 条第 1 0 項第 5 号から第 8 号に規定する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用料は、補助対象としない。

- 2 支援法第 1 1 条に規定する子どものための教育・保育給付や同法第 3 3 0 条の 2 に規定する子育てのための施設等利用給付その他の補助事業により、その経費が交付される場合には、補助対象としない。

（補助金の請求）

第 1 3 条 多子世帯利用給付認定保護者は、補助金の支給を受けようとするときは市長に対し、多子世帯利用費請求書（様式第 6 号）（以下「請求書」という。）に府令第 2 8 条の 1 9 第 2 項に規定する書類及び必要書類（以下「請求関係書類」という。）を添えて市長が定める日までに提出しなければならない。

- 2 保育所、認定こども園、地域型保育事業に入所している児童の保育料に対する補助金の請求については、前項に規定する請求書及び請求関係書類の提出を省略できることとする。

（補助金の支給）

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による請求を受けた場合において、請求書及び請求関係書類を審査し、補助金の支給を認めるときは、市長が定める日までに支給するものとする。

- 2 保育所、認定こども園、地域型保育事業に入所している児童の保育料に対する補助金の支給については現物給付とし、減額された保育料を通知することにより支給の決定を行う。

（返還）

第 15 条 多子世帯利用給付認定保護者が偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた場合であって、既に支給済みの補助金があるときは、当該者はその全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(報告等)

第 16 条 市長は、補助に関して必要があると認めるときは、多子世帯利用給付認定保護者及びその他の関係者に対し、必要な事項の報告又は文書の提出若しくは提示を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

1 施設類型	2 区分	3 軽減額
保育所、認定こども園、地域型保育事業、へき地保育所	第 2 子以降の 3 歳未満児 （子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。） 第 1 3 条又は第 1 4 条に規定する特例により無料となるものは除く。）	防府市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則別表における各階層の徴収金基準額
認可外保育施設	第 2 子以降の 3 歳未満児	施設が定める保育料額（ただし、月額 42,000 円を限度とする。）
企業主導型保育事業	第 2 子以降の 0 歳児（満 1 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を含む。）	施設が定める保育料額（ただし、月額 37,100 円を限度とする。）
	第 2 子以降の 1、2 歳児（満 1 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を除き、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を含む。）	施設が定める保育料額（ただし、月額 37,000 円を限度とする。）

多子世帯利用給付認定申請書兼現況届

(宛先) 防府市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 多子世帯利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、多子世帯利用給付の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

3. 多子世帯利用給付は、認定を受けた保護者に代わり、保育所等に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、多子世帯利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり多子世帯利用給付に係る認定を申請（または現況を届出）します。

					認定開始希望日		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄		現住所	〒 —		
	氏名				現住所が市外の場合 市内転入後の住所		〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。							
	①		父・母・ その他（ ）	②		父・母・ その他（ ）	父・母・ その他（ ）	
子ども申請	フリガナ				現住所	〒 —		
	氏名				申請者と異なる 場合のみ記載			
				生年月日	年 月 日			

①世帯の状況

及同一生計所に住んでいる人全別居（別世帯を含む）		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日			就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	2			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	3			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	4			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	5			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	6			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
	7			大正 平成	昭和 令和	年 月 日	
家 庭 の 状 況 (該当する場合のみ)			☐ ひとり親世帯 ☐ 里親世帯 ☐ 生活保護受給世帯				

市受付印

<必ず裏面も記入して下さい>

(裏)

②保育の利用を必要とする理由（証明書等を添付してください。）

保育の利用 を必要とす る理由	(申請子どもとの続柄) 父・母・その他 () ☐ 就労 ☐ 妊娠 出産 ☐ 疾病 障害等 ☐ 介護 看護 ☐ 災害 復旧 ☐ 求職 活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	(申請子どもとの続柄) 父・母・その他 () ☐ 就労 ☐ 妊娠 出産 ☐ 疾病 障害等 ☐ 介護 看護 ☐ 災害 復旧 ☐ 求職 活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()

③認可外保育施設または企業主導型保育事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービス の種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 企業主導型	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 企業主導型	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 企業主導型	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 企業主導型	〒 — TEL: — —	年 月 日

第 2 号様式（第 5 条、第 9 条関係）

年 月 日

様
(様分)

防府市長

多子世帯利用給付認定結果通知書

先に申請のありました多子世帯利用給付認定（変更認定）について、下記の通り認定（変更認定）しましたので、防府市第 2 子以降保育料無償化事業実施要綱第 5 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

認定保護者	認定番号	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
対象児童	氏 名	
	生年月日	
認定内容	決定年月日	
	認定期間	

第 3 号様式（第 5 条、第 9 条関係）

年 月 日

様
(様分)

防府市長

多子世帯利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました多子世帯利用給付認定（変更認定）について、下記の通り却下しましたので、防府市第 2 子以降保育料無償化事業実施要綱第 5 条第 2 項又は第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
却 下 理 由		

多子世帯利用給付認定変更申請書兼変更届

(宛先) 防府市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 多子世帯利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、多子世帯利用給付の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3. 多子世帯利用給付は、認定を受けた保護者に代わり、保育所等に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、多子世帯利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり多子世帯利用給付に係る認定の変更を申請・届出します。

					認定変更認定希望日		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請 子ども との続柄		現住所	〒 -		
	氏名				現住所が市外の場合 市内転入後の住所		〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。							
	①		父・母・ その他（ ）	②		父・母・ その他（ ）	保護者 生年月日	年 月 日
子ども申請	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -				
	氏名							
			生年月日	年 月 日				

保護者の変更

保護者氏名	生年月日	変更理由
(フリガナ)	年 月 日	婚姻・離婚・同居を始めた・別居した その他（ ）

住所の変更

変更後の住所	防府市	☐ 保護者の現住所と同じ
--------	-----	-------------------------------------

世帯の状況の変更

家族含む 同一住所 及び 生計を 同一人 として 全員 (別世帯 を 除く)		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	2			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	3			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	4			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	5			大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

家庭の状況の変更(変更事項に該当するものがあれば、チェックをいれてください。)

☐ ひとり親世帯該当	☐ ひとり親世帯非該当
☐ 里親世帯該当	☐ 生活保護の適用有(年 月 日保護開始)

(裏)

☐ 保育を必要とする理由の変更(証明書等を添付してください。)

保育を必要とする理由	(申請子どもとの続柄) 父・母・その他 ()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他 ()
	(申請子どもとの続柄) 父・母・その他 ()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他 ()

市受付印

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

様
(様分)

防府市長

多子世帯利用給付認定取消通知書

防府市第 2 子以降保育料無償化事業実施要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり多子世帯利用給付認定を取り消しましたので、通知します。

保護者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
子ども	氏 名	
	生年月日	
認定番号		
有効期間		
取消理由		

（宛先）防府市長

多子世帯利用費請求書

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、多子世帯利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、多子世帯利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、防府市内に居住していることを防府市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを防府市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を防府市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を防府市が確認すること。

請求金額 ¥ -

1. 多子世帯利用給付認定保護者(請求者) 領収書の宛名と同一の人が請求してください

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年 月 日
氏 名			現住所 電話：	

2. 多子世帯利用給付認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		請求期間中の住所	
氏 名		☐ 現住所のとおり	☐ 変更があった
		生年月日	年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名				預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
	銀行 信用金庫		支店 出張所	口座番号	
	農協 信用組合			口座名義 (カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

4. 利用したサービス（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・ 事業名			電話：
利用したサービスの種類		☐ 認可外保育施設		☐ 企業主導型
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・ 事業名			電話：
利用したサービスの種類		☐ 認可外保育施設		☐ 企業主導型
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・ 事業名			電話：
利用したサービスの種類		☐ 認可外保育施設		☐ 企業主導型

<必ず裏面も記入して下さい>

(裏)

5. 利用実績及び請求額

利用年月	認可外保育施設 ・企業主導型保育施設に支払った 月額利用料(保育料) (a) ※2	月額上限額 (b) ※3	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）をすべて添付して下さい。

※3 月額上限額は、次の表に定める額となります。（年齢はクラス年齢）

区分	月額上限額
認可外保育施設	第2子以降の3歳未満児 42,000円
企業主導型保育事業	第2子以降の0歳児 37,100円
	第2子以降の1・2歳児 37,000円

※4 月途中で上限額の異なる区分の施設に転園した場合の上限額は、日割り計算により算出します。